会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十六日
掲載頁　四十四頁（号外第六十五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十六日
掲載頁　四十六頁（号外第六十五号）

令和七年五月九日

青森市南佃二丁目二六番六号
（甲）株式会社東洋社
代表取締役　相馬　敏行

青森県五所川原市大字小曲字豊里七番地二
（乙）株式会社西北総合ドライクリーニングセンター
代表取締役　栗山　正憲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

千葉市中央区富士見一丁目一四番一三号千葉大栄ビル八階
（甲）第十一日本ソーラー電力合同会社
代表社員　合同会社みなと００２
職務執行者　栗国　正樹

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
（乙）合同会社みなと００２
代表社員　一般社団法人みなと００２
職務執行者　栗国　正樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月十一日であり、両社の株主総会での承認決議は令和七年五月十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

東京都港区赤坂九丁目七番二号
（甲）株式会社アムタス
代表取締役　児玉　隆士

東京都港区赤坂九丁目七番二号
（乙）株式会社アムリンク
代表取締役　平田　晋三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議（甲は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年六月二十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月十九日
掲載頁　一〇五頁（号外第一四七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月十四日
掲載頁　四十頁（号外第一四四号）

令和七年五月九日

東京都港区赤坂九丁目七番二号
（甲）株式会社アムタス
代表取締役　児玉　隆士

東京都港区赤坂九丁目七番二号
（乙）株式会社アムリンク
代表取締役　平田　晋三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議（甲は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年六月二十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月二十六日
掲載頁　一〇九頁（号外第一七八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月二十四日
掲載頁　五十五頁（号外第一七六号）

令和七年五月九日

東京都中央区新富一丁目一八番八号
（甲）出光リテール販売株式会社
代表取締役　原口　克己

兵庫県芦屋市業平町五番二〇号トミー・ラ・グラース芦屋三階
（乙）株式会社ペトロスター関西
代表取締役　佐々木昭彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）（丙）
https://cartaholdings.co.jp/ir/financial/public_notice/

令和七年五月九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー三六階
（甲）株式会社ＣＡＲＴＡ　ＭＡＲＫＥＴＩＮＧ　ＦＩＲＭ
代表取締役　西園　正志

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー三六階
（乙）株式会社ＣＡＲＴＡ　ＣＯＭＭＵＮＩＣＡＴＩＯＮＳ
代表取締役　目黒　拓

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー三六階
（丙）株式会社Ｂａｒｒｉｚ
代表取締役　武井　絢子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階
（甲）合同会社バッテリーファーム
代表社員　Ｍｉｍａｓｋａ―１ＢＥＳＳ合同会社
職務執行者　ライアン・イー・ティン・チュア

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階
（乙）Ｍｉｍａｓｋａ―１ＢＥＳＳ合同会社
代表社員　Ｓｔｏｎｅｐｅａｋ　Ｋｉｎｇｄｏｍ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ合同会社
職務執行者　ライアン・イー・ティン・チュア